

事 務 連 絡

平成21年 2月23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産マンゴー)

下記の輸出業者については、対日輸出マンゴーに係る農薬管理プロトコルに従った登録輸出業者であるとして、フィリピン政府からの要請を受けて、クロルピリホス及びシペルメトリンに係る検査命令を免除していたところ、昨年3月、モニタリング検査においてシペルメトリンの違反が確認されたことから、同検査命令の免除対象から削除したところです。

今般、当該業者における改善措置及びフィリピン政府における再発防止対策を踏まえ、同事務連絡の別添1の2の別表16に当該業者を追加し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

Diamond Star Agro Products, Inc.